

事務総局会議（第3回）議事録

日時	令和4年2月1日（火）午前10時00分～午前11時40分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、門田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、相澤司法研修所長代行、遠藤裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 令和4年度の裁判官研修について 相澤司法研修所長代行説明（資料第1）</p> <p>2 裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項及び令和4年度の裁判所職員（裁判官以外）の研修について 遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について 徳岡人事局長説明</p> <p>4 発信者情報開示命令事件手続規則について 門田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、3、4</p> <p>◎ 説明 2</p>
	秘書課長 大須賀 寛之

【配布資料】

令和4年度の裁判官研修について

令和4年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載1の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）」及び別紙記載2の「派遣型研修について（報告対象事項）」について、いずれも変更はない。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ I T（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

（ア）年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

（イ）ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

（ウ）役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

（ア）裁判系（3日間以内）

（イ）導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

（2）個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属府、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施府

ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

（1）判事補（期間・実施場所は以下のとおり。（2）及び（3）について同じ）

ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社

イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

【配布資料】

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの

ア 管理業務系（5日間以内）

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官

(イ) 首席家裁調査官

(ウ) 事務局長

(エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等

(オ) 次席家裁調査官等

イ 研修事務系（1日程度）

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの

ア 管理業務系（5日間以内）

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等

(イ) 主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等

(ウ) 主任家裁調査官

イ 研修事務系（3日間以内）

研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とする
もの

ア 裁判事務系（5日間以内）

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取
組、執務能力の向上等を目的として実施する（中間管理者層も対象者に
含む。）。

a 家事又は少年を担当する書記官及び家裁調査官（分野別）

b 民事、刑事又は家事を担当する書記官（分野別）

c 家裁調査官（テーマ別）

d 速記官

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上
等を目的として実施する。

a 家裁調査官（経験3年程度の者）

b 総括執行官、執行官又は新任執行官

イ 事務局事務系（5日間以内）

事務局事務の分野について、執務能力の向上等を目的として実施する。

総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（分野別）

ウ 研修事務系（3日間以内）

研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

研修事務を担当する係長等

(4) 新採用職員を対象者とするもの（3日間以内）

裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

総合職の新採用職員

(5) その他

ア 情報化関係（3日間以内）

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する。

（ア）情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員

（イ）情報化推進の役割を担当する職員

イ 採用試験事務関係（1日程度）

採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、
執務能力の向上を目的として実施する。

採用試験事務を担当する管理職員等

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）

又は各高裁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外
の場所で実施することもある。

（1）管理者層を対象者とするもの（1日程度）

家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施する。

次席家裁調査官等

（2）中間管理者層を対象者とするもの（5日間以内）

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として
実施する。

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命さ
れた者

（3）主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするも
の（5日間以内）

裁判事務又は事務局事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能
力の向上等を目的として実施する。

ア 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。）

イ　家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。）
ウ　新たに係長に任命された者
エ　総務、人事、会計又は裁判部の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官（分野別）

(4) 事務官層を対象者とするもの

ア　仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日間以内）。
イ　基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの（5日間以内）

職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する。

総合職を除く新採用職員

3 自序研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する。実施場所は研修を実施する庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所で実施することもある。

- (1) 比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（3日間以内）
- (2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの及び採用直後の職員を対象とするもの（3日間以内）
- (3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施庁において定める。なお、高裁が自序及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。

(1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は1年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（1月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

以上

事務総局会議資料第3
(2月1日開催)

(令和4. 2. 1 民二印)

資料目録

- 1 発信者情報開示命令事件手続規則案
- 2 同制定理由

理 由

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し、管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定、申立書の記載事項その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第4回）議事録

日時	令和4年2月8日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、榎本経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、遠藤裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項及び令和4年度の裁判所職員（裁判官以外）の研修について 遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 マネー・ローンダリング罪の法定刑に関する法制審議会の答申について 横山刑事局第一課長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 説明 2</p>
秘書課長 大須賀 寛之 	

【配布資料】

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの

ア 管理業務系（5日間以内）

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官

(イ) 首席家裁調査官

(ウ) 事務局長

(エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等

(オ) 次席家裁調査官等

イ 研修事務系（1日程度）

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの

ア 管理業務系（5日間以内）

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等

(イ) 主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等

(ウ) 主任家裁調査官

イ 研修事務系（3日間以内）

研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系（5日間以内）

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する（中間管理者層も対象者に含む。）。

a 家事又は少年を担当する書記官及び家裁調査官（分野別）

b 民事、刑事又は家事を担当する書記官（分野別）

c 家裁調査官（テーマ別）

d 速記官

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

a 家裁調査官（経験3年程度の者）

b 総括執行官、執行官又は新任執行官

イ 事務局事務系（5日間以内）

事務局事務の分野について、執務能力の向上等を目的として実施する。

総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（分野別）

ウ 研修事務系（3日間以内）

研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

研修事務を担当する係長等

(4) 新採用職員を対象者とするもの（3日間以内）

裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

総合職の新採用職員

(5) その他

ア 情報化関係（3日間以内）

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する。

(ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員

(イ) 情報化推進の役割を担当する職員

・ イ 採用試験事務関係（1日程度）

採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施する。

採用試験事務を担当する管理職員等

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して、高裁が高裁及び管内の各庁に所属する職員に対して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）又は各高裁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの（1日程度）

家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施する。

次席家裁調査官等

(2) 中間管理者層を対象者とするもの（5日間以内）

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの（5日間以内）

裁判事務又は事務局事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

- ア 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。）
- イ 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。）
- ウ 新たに係長に任命された者
- エ 総務、人事、会計又は裁判部の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官（分野別）

(4) 事務官等層を対象者とするもの

- ア 執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する（3日間以内）。
 - (ア) 一定の執務経験を有する事務官
 - (イ) 比較的執務経験の短い事務官等
- イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの（5日間以内）

職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する。

総合職を除く新採用職員

3 各庁委嘱研修

高裁又は地家裁に委嘱して、高裁又は地家裁が各庁に所属する職員等に対して実施する。実施場所は研修を実施する庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所で実施することもある。

- (1) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日間以内）
- (2) 採用直後の職員を対象者とするもの（3日間以内）

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。

- (1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は1年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（1月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

以 上

(令和4. 2. 8 刑一印)

配付資料目録

(マネー・ローンダリング罪の法定刑に関する法制審議会の答申について)
諮問第119号

詰問第百十九号

近年におけるマネー・ローンダリング対策に関する国際的動向等に鑑み、早急にマネー・ローンダリング行為に係る罰則の法定刑を改正する必要があると思われる所以、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

一 不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九条第一項から第三項まで）の法定刑を十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又はその併科とすること。

二 犯罪収益等隠匿の罪（同法第十条第一項）の法定刑を十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はその併科とすること。

三 犯罪収益等收受の罪（同法第十一條）の法定刑を七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金又はその併科とすること。

事務総局会議（第5回）議事録

日時	令和4年2月15日（火）午前10時00分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 令和4会計年度における協議会等開催計画について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する答申について 門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する答申について 門田民事局長説明（資料第4）</p> <p>5 民法（親子法制）等の改正に関する答申について 手嶋家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2、3、4、5</p> <p>◎ 了承 1</p>

秘書課長 大須賀 寛

【配布資料】

令和4会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月1日、2日	2日	参集(※)	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	8人
2	長官事務打合せ	11月21日、22日	2日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月9日 (予備日:3月3日、17日)	1日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月7日、3月2日 (2回)	1日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月10日	1日	参集(※)	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月11日	1日	参集(※)	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月26日、27日	2日	参集(※)	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月20日、21日	2日	参集(※)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	参集(※)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月29日、30日	2日	参集(※)	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月26日、27日	2日	参集(※)	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月20日、21日	2日	参集(※)	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月16日、17日	2日	参集(※)	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会	5月26日	1日	リモート(ウェブ会議)	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
15	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月20日	1日	参集(※)	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	後見関係事件事務打合せ	7月7日	1日	リモート（テレビ会議）	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人
17	民事事件担当裁判官等事務打合せ1	9月予定	0.5日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	追って調整
18	民事事件担当裁判官等事務打合せ2	2月予定	0.5日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	追って調整

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和4会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	参集(※)	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
2	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
3	人事管理協議会	9月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
4	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	リモート(ウェブ会議)	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	116人
6	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
7	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定(原則として4月～7月)	2日	参集(※)	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日	参集(※)	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	民事調停委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定(9月～11月)	1日	参集(※)	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
12	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定(6月～12月)	1日	参集(※)	借地非訟事件の処理に際し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
13	新任司法委員研修会	各地裁で決定(1月～3月)	0.5日	参集(※)	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
14	司法委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
15	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参集(※)	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	参集(※)	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
17	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	参集(※)	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
18	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	参集(※)	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
19	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	参集(※)	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
20	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	参集(※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
21	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	参集(※)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
22	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	参集(※)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
23	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	参集(※)	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
24	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	参集(※)	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡裁裁判官、開催地所在の地裁裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
25	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0. 5日	参集(※)	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	50人

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
26	労働審判員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～6月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
27	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
28	知的財産権訴訟研究会	原則として9月～2月	0. 5日	適宜の方法 (主催庁で選択可)	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
29	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として6月～12月	0. 5日	適宜の方法 (主催庁で選択可)	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことのある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
30	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
31	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
32	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事事件の処理に關し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定(4月～翌年3月)	1日～2日	適宜の方法 (主催庁で選択可)	家事事件の処理に關して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
35	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定(4月～翌年3月)	1日～2日	適宜の方法 (主催庁で選択可)	少年事件の処理に關して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
36	新任参与員研修会	各家裁で決定(1月～3月)	1日～2日	参集(※)	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	参与員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
38	首席家庭裁判所調査官 協議会	1月～2月	1日	参集（※）	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京（東京、札幌） 大阪（大阪、広島） 名古屋（名古屋、仙台） 福岡（福岡、高松）	家庭局	50人
39	家事事件担当裁判官等 協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	参集（※）	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	(合同開催) 4～5高裁で開催（開催地は未定）	家庭局	各高裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

事務総局会議資料第2
(2月15日開催)

(令和4. 2. 15 総務局第一課)

日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）について

配 布 資 料 目 錄

- 1 法務大臣からの日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）に係る求意見書（法務省司司第102号）
- 2 日本司法支援センターの第4期中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

【事務総局会議・配布資料1】

機密性2 完全性1 可用性1

法務省司司第102号

令和4年2月8日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

法務大臣 古川禎久
(公印省略)

日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
について（求意見）

標記について、別添のとおり定めたいので、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条第3項の規定に基づき、最高裁判所の意見を求めます。

日本司法支援センター中期目標（案）

令和4年2月 日
法務大臣指示

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようとするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成18年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、そのサービスの質の向上にも努め、総合法律支援法に定められた情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施してきており、司法アクセス障害の解消に大きく寄与してきた。

また、支援センターは、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正に基づき大規模災害の被災者、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障害者等（特定援助対象者）及びストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法的援助を開始したことに加え、「司法ソーシャルワーク」を推進する取組も実施してきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民

生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後も支援センターに対する期待は大きく、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、支援センターは、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられている。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月取りまとめ）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障害者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、支援センターは、多様化する法的ニーズに適切かつ迅速に対応し、よりその業務を充実させていくことが強く期待されている。

そこで、支援センターがこうした期待される役割を十全に果たすことができるよう、第4期中期目標期間における業務実績についての評価結果等も踏まえ、第5期中期目標は以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

第2 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第5期）の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

第3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

1 業務運営の基本的姿勢

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされ

る存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心掛ける姿勢を基本とする。

設立以降、15年以上にわたり実施してきた、様々な法的支援の取組を振り返り、必要に応じた業務改善等の検討を積極的に進める。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。

職員の能力の向上のため、キャリアプランを検討した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、多様化する法的ニーズに対応した様々な法的支援を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、オンラインによる研修等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

常勤弁護士については、国民生活に欠かせないセーフティネットと

しての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、所要の数の確保に努めるとともに、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。

また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。

業務の効率的な実施体制の構築にあたっては、常勤弁護士がセーフティネットとして一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障害者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など第1記載の各種施策の担い手としての役割も期待されていることを踏まえなければならない。

【指標】

- ・地域の実情等を踏まえつつ、常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすることを目指す。

【困難度：高】

常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高い。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士が各種業務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等

事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、以下のとおり、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行う。

また、事務所の施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に照らし、高齢者や障害者等に対する合理的配慮を的確に行う。

ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、新型コロナウィルス感染症の拡大・大規模な自然災害発生等の緊急時における業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方について見直しを進める。

東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における法的ニーズ等を踏まえ、必要な見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約

弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置については、地元弁護士会等と協議を行うなどして設置の要否等について検討を行うとともに、引き続き、設置基準を設定した上で、その検討過程を明らかにする。また、常勤弁護士を除く登録弁護士数や一般契約弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置された意義・効果等に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。

【重要度：高】

効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、困難度は高い。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、指定相談場所における相談、巡回・出張相談による法律相談体制の整備、ケース会議への出席体制の整備等を含め連携をいかした具体的な取組の推進により、地域の実情に応じた司法アクセス拡充のための体制整備を図る。なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。

【指標】

- ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。
- ・人口 1,000 人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が年度計画で定める件数以上の自治体の数を、中期目標期間を通じて増加させる。

第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 情報提供業務

(1) 適切な情報提供の実施

民事裁判手続等の IT 化等を含むデジタル化社会の進展及び多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化を図るとともに、FAQ 及び関係機関情報の充実を図る。

情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。

また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。

【指標】

- ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均 4 以上の評価を維持する。

(2) 法教育事業及びその関連事業

法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業及びその関連事業の内容・手法・目標を具体的に定めた上で、その充実を図る。

【指標】

- ・一般市民向け法教育事業及びその関連事業について、年度計画で定めた回数実施する。

2 民事法律扶助業務

認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対する適切な援助を実施するため、福祉機関等との連携を更に強化し、司法ソーシャルワーク及び特定援助対象者法律相談援助を含むアウトリーチでの法律相談援助を積極的に実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、「新たな日常」やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、オンラインによる福祉機関等との連携などデジタル技術を活用した利便性の向上の方策も検討する。

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情を踏まえつつ、指定相談場所相談の増加、専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。

【指標】

- ・一般法律相談援助による出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

【重要度：高】

超高齢社会の到来を受け、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが自ら法的援助を求めることが困難な高齢者・障害者等を対象に実施する一般法律相談援助における出張相談や特定援助対象者法律相談援助の重要度は高い。

3 国選弁護等関連業務

各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる態勢の確保を図

る。

裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。

また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

【指標】

- ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。

4 司法過疎対策業務

各司法過疎地域の実情に応じて、司法過疎地域事務所の存置・移設・設置の必要性、常勤弁護士の適正な配置等について不斷の検討を行うほか、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関等との連携・デジタル技術の利活用など、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。

5 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次被害の防止を始め犯罪被害者等の心情に配慮することができるよう、支援センター職員の能力向上のための研修を実施する。

ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援業務について、適切に周知を図るとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施する。

各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被

害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。

国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる態勢の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

【指標】

- ・全国の地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会・資料提供等を年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・全国の地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・被害者参加旅費等支給につき、2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。

【重要度：高】

第4次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。

6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実

被災者や在留外国人を含め、様々な事情により司法アクセス障害を抱える人々がいることを踏まえ、これら各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める。

【指標】

- ・多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる。

第5 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。

一般管理費及び事業費について、引き続き、業務の効率化により経費削減に努めるとともに、調達の合理化を図る。

【指標】

- ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。
- ・運営費交付金について、一般管理費のうち事務所借上料及び事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比で1パーセント以上削減する。

【重要度：高】

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。

2 事業の効率化

社会情勢の変化等に応じ、組織運営における合理化・効率化を検討する。デジタル技術の活用等により、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務等の各種業務における合理化・効率化を図るとともに、各業務について、以下のとおり効率化を図る。

ア 情報提供業務

コールセンターの情報提供については、一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。

【指標】

- ・応答率及びオペレーターの占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）について、中期計画で定めた水準を維持する。

イ 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、引き続き合理的な事務運営を図る。

ウ 国選弁護等関連業務

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、引き続き合理的な事務運営を図る。

第6 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。

【困難度：高】

寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、困難度は高い。

2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等

引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、管理・回収に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等による経済事情の変動等に留意し、償還猶予など柔軟な対応をする。免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断するとともに、償還猶予などによる対応可能性も検討する。

回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定し、償還率向上を図るための事務フローの見直しなど、高い償還率の維持に努める。

また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。

【指標】

- ・ 債還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上の維持に努める。
- ・ 債還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。

【重要度：高】

償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、困難度は高い。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 業務運営の体制維持

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。

政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年頻発する大規模な自然災害により長期間業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時においても業務継続が可能となる体制を整備する。

2 内部統制の確実な実施

(1) ガバナンスの強化

利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させる。

支援センターが設立から15年以上が経過したことを踏まえ、過去に実施した様々な法的サービスをその内容や効果等について総括的な評価を実施するとともに、その評価を業務運営に適切に反映させるべく検討を進める。

支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

【重要度：高】

支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に関係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。

(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

3 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知し、適切に法的サービスを享受することができるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、認知度調査の結果に基づいた効率的・効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

【指標】

- ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。

- ・ホームページの年間ページビュー数を第4期中期目標期間中の年間平均以上とする。

【重要度：高】

支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。

4 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

日本司法支援センター 政策体系図

背景

司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく、適正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築

- 司法制度改革審議会意見書(平成13.6.12)
- 司法制度改革推進計画(平成14.3.19閣議決定)
- 民事法律扶助の拡充
- 司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
(公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入)等

総合法律支援法成立(平成16.6.2公布)

【基本理念】

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す

日本司法支援センター設立(平成18.4.10)

【目的】

総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針)(令和3.6.18)

- ・総合法律支援の充実・強化を図る
- ・犯罪被害者等施策を推進する

民事司法制度改革について (令和2.3.10)

民事裁判手続等のIT化に当たって、本人訴訟を行う本人に対する法的助言を含めたサポート等を行うなど

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年度改訂)(令和3.6.15)

多言語での法的支援を適切に実施するとともに更なる利便性向上・積極的な周知・広報を行う

認知症施策推進大綱(令和1.6.18)

権利擁護支援の地域ネットワークにおける法テラスの法的支援制度の円滑利用

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3.3)

犯罪被害者等の個別の状況に応じた相談窓口等の紹介・精通弁護士の紹介など

政策体系

【基本政策】 基本法制の維持及び整備

【政策】 司法制度改革の成果の定着に向けた取組

【施策】 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)

日本司法支援センターの主な業務

情報提供

弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供
・コールセンターの設置
・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

民事法律扶助

資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施

- ・弁護士・司法書士費用や書類作成費用の立替え
- ・無料法律相談

政令で指定する大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談を実施

認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

国選弁護等関連

国選弁護等に関する以下の業務を実施

- ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人等の候補として裁判所に通知
- ・国選弁護人等に対する報酬の支払

※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法過疎対策

司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供

- ・有償での事件処理
- ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施

- ・ストーカー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施
- ・被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
- ・被害者参加人へ旅費等支給
- ・犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理、提供(弁護士も紹介)

日本司法支援センターの第4期中期目標期間終了時における
組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

第1 基本的な考え方

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成18年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、そのサービスの質の向上にも努め、総合法律支援法¹に定められた(1)情報提供業務、(2)民事法律扶助業務、(3)国選弁護等関連業務、(4)司法過疎対策業務及び(5)犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施してきており、司法アクセス障害の解消に大きく寄与してきた。

また、支援センターは、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法²に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正³に基づく大規模災害の被災者やストーカー・DV・児童虐待の被害者等に対する新たな法的援助に加え、高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが困難な者に対し、福祉機関等と連携して法的問題を含めた総合的な問題解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進する取組も実施してきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後も支援センターに対する期待は大きく、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、支援センターは、

¹ 「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）（同年6月2日公布）

² 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年法律第6号）（同年3月29日公布）

³ 「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第53号）（同年6月3日公布）

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられている。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月取りまとめ）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障害者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、支援センターは、多様化する法的ニーズに適切かつ迅速に対応し、よりその業務を充実させていくことが強く期待されている。

他方、支援センターは、その業務が憲法上保障されている権利の実現に不可欠で司法に密接に関連するという点で一般の独立行政法人とは異なるものの、独立行政法人通則法準用法人であり、国費によりその業務を行っている。

そこで、支援センターの組織及び業務については、総合法律支援を的確に実施すべく、業務の質の維持・向上を図るとともに、効率的で効果的な業務運営を確保するため、以下のとおり見直しを行う。

第2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の見直し

1 情報提供業務

- (1) デジタル化社会の進展、多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化、充実を図るとともに、利用者の属性に対応した質の高いサービスの維持向上に努める。
- (2) 在留外国人の増加に伴い、外国人利用者に対する多言語情報提供サービスの適切な実施が重要となることを踏まえ、同サービスの利便性やサービスの質の維持向上に努める。

2 民事法律扶助業務

- (1) 高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者等に対する援助の充実のため、福祉機関等との更なる連携強化による司法ソーシャルワークやアウトリーチでの法律相談援助を

推進する。

- (2) 利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結び付ける方策を検討・実施する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、電話等法律相談援助を実施した実績や知見を踏まえつつ、デジタル技術を活用した利便性向上の方策を検討する。
- (4) 立替金等債権について、引き続き、効率的で効果的な管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施するとともに、回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）の維持に努める。

3 国選弁護等関連業務

裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で引き続き定期的な協議を行うとともに、契約弁護士の確保・常勤弁護士の活用などに努め、迅速かつ確実な国選弁護人等の選任態勢の確保を図る。また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

4 司法過疎対策業務

- (1) 各司法過疎地域事務所において、各地域の司法アクセスに関するニーズ等を的確に把握・分析し、地域の司法アクセス拡充のための効果的・効率的な方策を検討・実施する。
- (2) 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断の検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) DV等被害者法律相談援助の適切な実施を含め、犯罪被害者等に対する支援を充実させていくため、警察、被害者支援団体、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携を更に強化するとともに、支援内容の周知に努める。
- (2) 性犯罪や児童虐待など個々犯罪被害者等のニーズに適切に対応するため、職員の能力向上を含めた支援体制の充実を図る。

第3 組織の基盤整備等の見直し

1 職員の配置及び能力の向上

法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動につい

て的確に把握・分析し、職員の適正な配置を行うほか、適切な研修を実施し、職員の能力の向上を図る。

2 常勤弁護士の採用・配置

常勤弁護士が国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、常勤弁護士の採用・配置について、その必要性や配置人数の妥当性等について検証しつつ、不斷の検討を行い、必要な取組を積極的に行う。

3 一般契約弁護士等の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務等の適切な実施を図るため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士等の確保に努める。

4 事務所の存置等

事務所（支部・出張所等）については、取扱件数のほか、利用者の利便性等も踏まえつつ、存置・移設の必要性について不斷の検討を行う。司法過疎地域事務所については、地元弁護士会との協議を行うなどして設置の要否等について積極的に検討を行う。その際は、設置基準を設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確にし、その検討過程を明らかにする。

第4 その他業務運営に関する重要事項の見直し

1 業務運営体制の整備

- (1) 政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進める。また、取り扱う情報の機密性に鑑み、引き続き、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大や近時頻発する大規模自然災害などに備え、緊急時においても業務継続が可能となる環境の整備を図る。

2 効率的・効果的な広報施策の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、様々な媒体を活用しながら、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

3 立替基準等の検討等

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護

人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

事務総局会議資料第3
(2月15日開催)

(令和4. 2. 15 民二印)

配付資料目録

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案

目次

第1部 民事訴訟法の見直し	4
第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等	4
1 インターネットを用いてする申立て等	4
2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）	5
3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合	6
4 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下	7
第2 送達	7
1 電磁的記録の送達	7
2 公示送達	8
第3 口頭弁論等	9
1 口頭弁論の期日	9
2 陳述することができる準備書面	9
3 準備書面の提出期間	9
第4 当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則	10
第5 争点整理手続等	11
1 弁論準備手続	11
2 書面による準備手続	12
3 審尋	13
4 専門委員制度	13
第6 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ	13
1 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出	13
2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等	14
3 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出	14
第7 証人尋問等	14
1 証人尋問	14
2 通訳人	15
3 参考人等の審尋	15
第8 その他の証拠調べ手続	15
1 鑑定	15

2	検証	16
3	裁判所外における証拠調べ	16
第 9	訴訟の終了	16
1	判決	16
2	和解	17
第 10	訴訟記録の閲覧等	18
1	電磁的訴訟記録の閲覧等	18
2	公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等	19
3	訴訟に関する事項の証明	19
4	補助参加人の記録の閲覧等	20
5	秘密保護のための閲覧等の制限	20
第 1-1	再審、手形訴訟	21
1	再審の事由	21
2	手形訴訟における証拠調べの制限	21
第 1-2	簡易裁判所の訴訟手続に関する特則	21
第 1-3	費用額確定処分の申立ての期限	21
第 1-4	書記官事務の見直し	22
1	担保取消しと書記官権限	22
2	電子調書	22
第 1-5	被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度	22
1	申立人の住所、氏名等の秘匿	22
2	秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則	23
3	送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則	24
4	秘匿決定の取消し等	24
5	第三者の訴訟参加があったときの通知等	25
6	I T化後における住所、氏名等の届出の方法等	25
第 2 部	民事訴訟費用等に関する法律の見直し	26
第 1	手数料の電子納付への一本化	26
第 2	郵便費用の手数料への一本化	26
第 3	過納手数料の還付等の書記官権限化	26
第 3 部	その他	27
第 1	被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度に対応する改正	27
1	民事執行法の改正	27

2	人事訴訟法の改正	27
3	家事事件手続法の改正	27
第2	その他.....	28

第1部 民事訴訟法の見直し

第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等

1 インターネットを用いてする申立て等

電子情報処理組織を使用する方法による申立て等に関する民事訴訟法（以下単に「法」という。）第132条の10の規定を次のように改めるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する法その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものであって、裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により行うことができる。
- (2) (1)の方法によりされた申立て等（以下「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令の規定その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (3) 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- (4) (1)の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下(4)において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- (5) 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によって

する。

(6) (5)の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

(注1) 電子情報処理組織を使用する方法により裁判所の使用に係る電子計算機に記録することができるファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて適切な規律を最高裁判所規則等に設けるものとする。

(注2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を使用してファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録（音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。）を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）

書面等による申立て等に係る電子化に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 申立て等が書面等により行われたとき（(3)(1)に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- (2) (1)の規律によりその記録された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、(1)の規律によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。
- (3) (2)の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (4) 裁判所書記官は、(1)に規律する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続において法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではない。

3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等をしなければならない場合について、(1)から(3)までのよう規定を設け、法第97条第1項を(4)のように改めるものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる者は、それぞれに定める事件の申立て等をするときは、(1)の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭ですることは、この限りでない。

ア 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（法第54条第1項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。） 当該委任を受けた事件

イ 国の利害に関するある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項若しくは第5項、第6条の3第4項若しくは第5項又は第7条第3項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

(2) ア (1)アからウまでに掲げる者は、第2の1(2)アただし書の届出をしなければならない。

イ 第2の1(2)アただし書の規律にかかわらず、(1)アからウまでに掲げる者に対する第2の1(2)アの規律による送達は、その者が第2の1(2)アただし書の届出をしていない場合であってもすることができる。この場合には、第2の1(2)ア本文の通知を発することを要しない。

ウ イの規律により送達をする場合における第2の1(2)エ(ウ)の規律の適用については、「ア本文の通知が発せられた日」とあるのは「アの措置がとられた日」とする。

(3) (1)の規律は、(1)アからウまでに掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(4) 当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不变期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不变期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、2月とする。

(注) 申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を最高裁判所規

則に設けるものとする。

- 4 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下
裁判所書記官による訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による訴
状却下命令に対する即時抗告の却下に対し、次のような規律を設けるものとす
る。
- (1) 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書
記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命
ずる処分をしなければならない。
 - (2) (1)の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ず
る。
 - (3) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、1週間の不
変期間内にしなければならない。
 - (4) (3)の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
 - (5) 裁判所は、(3)の異議の申立てがあった場合において、(1)の処分において納
付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるとき
は、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなけれ
ばならない。
 - (6) (1)又は(5)の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないと
きは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
 - (7) (6)の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告を
した者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出され
る費用法の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りで
ない。
 - (8) (7)ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければなら
ない。
 - (9) (8)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第2 送達

1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 出力書面による送達

電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、法第99条から第1
08条までの定めるところにより、ファイルに記録された送達すべき電磁的
記録（以下単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を

出力することにより作成した書面によってする。

(2) 電子情報処理組織による送達

- ア 電磁的記録の送達は、(1)の規律にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につきエ(7)の閲覧又はエ(イ)の記録をすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができる。ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。
- イ アただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、ア本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。
- ウ ア本文の通知は、イにより届け出られた連絡先宛てて発するものとする。
- エ アによる送達は、次の(7)から(ウ)までの時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。
- (7) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたもの閲覧をした時
- (イ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時
- (ウ) ア本文の通知が発せられた日から1週間を経過した時
- オ 送達を受けるべき者がその責めに帰すことのできない事由によってエ(7)の閲覧又はエ(イ)の記録をすることができない期間は、エ(ウ)の期間に算入しない。

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

公示送達は、次の(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

- (1) 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

(2) 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に前記1(1)の書面を交付し、又は前記1(2)ア本文による措置をとるとともに、1(2)ア本文の通知を発すべきこと。

第3 口頭弁論等

1 口頭弁論の期日

(1) 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論 映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関するものとして、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(2) 期日の指定及び変更

法第9.3条第1項の規律を次のように改めるものとする。

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2 陳述することができる準備書面

法第161条第3項を次のように改めるものとする。

相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。

(1) 相手方に送達された準備書面

(2) 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

(3) 相手方が第10の1の規律により準備書面の閲覧をし、又は準備書面の複写をした場合における当該準備書面

3 準備書面の提出期間

法第162条に次のような規律を加えるものとする。

法第162条の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

第4 当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則

次のような規律を設けるものとする。

- 1 当事者は、裁判所に対し、第4の規律による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りではない。
 - (1) 消費者契約に関する訴え
 - (2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え
- 2 当当事者の双方が1の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟進行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、第4の手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を第4の規律による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が1の申出をした場合において、相手方が第4の規律による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。
- 3 1又は2の申出又は同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭ですることを妨げない。
- 4 訴訟が第4の規律による手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、この手続のために指定したものとみなす。
- 5 2の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から2週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。
- 6 裁判長は、5の期日において、当該期日から6月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日から1月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 7 2の決定があったときは、当事者は、5の期日から5月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。
- 8 第4の規律による手続における証拠調べは、5の期日から6月（裁判所が当事者双方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。
- 9 裁判所は、7の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、第4の規律による手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。
- 10 第4の規律による手続における期日の変更は、法第93条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 11 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する旨の決定をしなければならない。

- (1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。
 - (2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして第4の規律による手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- 12 11の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 13 訴訟が通常の手続に移行したときは、第4の規律による手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 14 第4の規律による手続の電子判決書に事実を記録するには、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御方法の要点を記録するものし、理由を記録するには、9により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。
- 15 第4の規律による手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。
- 16 第4の規律による手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不变期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- 17 法第358条から法第360条まで及び第364条の規定は、16の異議について準用する。
- 18 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
- 19 法第362条及び法第363条の規定は、18の審理及び裁判について準用する。
- (注) 裁判所と当事者双方は、この規律の手続により審理及び裁判をするときは、訴訟の進行に関して必要な事項に関し協議を行うものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

第5 爭点整理手続等

1 弁論準備手続

(1) 弁論準備手続における訴訟行為等

法第186条、第205条、第215条及び第218条に、口頭弁論の期日において、当事者に対し、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果(以下「調査嘱託の結果等」という。)を提示しなければならない旨の規律を設けた上で、法第170条第2項を次のように改めるものとする。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べ、第6の電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができる。

(2) 電話会議等による弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

2 書面による準備手続

(1) 法第175条を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。）に付することができる。

(2) 法第176条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1項を削除する。

イ 同条第2項を次のように改める。

裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

ウ 同条第3項を次のように改める。

裁判所は、書面による準備手続を行う場合において、必要があると認めるとときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

エ 同条第4項を次のように改める。

法第149条、第150条及び第165条第2項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(3) 受命裁判官による書面による準備手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定

による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する法第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

3 審尋

電話会議等による審尋の期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。
- (2) (1)の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

4 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(後注) 電話会議等による進行協議の期日における手続については、部会のこれまでの議論も踏まえ、最高裁判所規則において、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を廃止するとともに、電話会議等により手続に關与した者につき訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることを可能とする見直しを行うものとする。

第6 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

1 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の規律による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところによ

り、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等

電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 法第220条から法第228条まで(同条第4項を除く。)及び法第230条の規定は、1(1)の証拠調べについて準用する。
- (2) (1)において準用する法第223条第1項の命令に係る電磁的記録の提出及び(1)において準用する法第226条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、その電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出

(注) 最高裁判所規則において、次のような内容の規律を設けるものとする。

証拠となるべきもの(文書・準文書・電磁的記録)の事前の準備としての写しの提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第7 証人尋問等

1 証人尋問

法第204条を次のように改めるものとする。

裁判所は、次の(1)から(3)までのいずれかの場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

- (1) 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- (2) 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合
- (3) 当事者に異議がない場合

(注) ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所については、最高裁判所規則において、これを受訴裁判所又は他の裁判所に限定する民事訴訟規則第

123条第1項及び第2項を見直し、裁判所以外の場所に証人を所在させることを認めたこととした上で、部会のこれまでの議論も踏まえ、その際の所在場所の要件を定めるものとする。

2 通訳人

法第154条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によってすることができる。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。

(2) (1)の規律は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

第8 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

(1) 法第215条に次のような規律を設けるものとする。

鑑定人は、書面で意見を述べるために代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、書面で意見を述べたものとみなす。

(2) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認める

ときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

2 検証

ウェブ会議等による検証に関する規律として、法第2編第4章第6節に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、当事者に異議がない場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所（受命裁判官及び受託裁判官を含む。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判所外における証拠調べの手続を行うことができる。

第9 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書

裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、法第253条第1項各号が規定する事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならないものとする。

(2) 言渡しの方式

ア 判決の言渡しは、(1)の規律により作成された電子判決書に基づいてする。
イ 裁判所は、アの規律により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(3) 電子判決書等の送達

法第255条を次のように改めるものとする。

ア 電子判決書（(2)イの規律によりファイルに記録されたものに限る）又は法第254条第2項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第14の2(1)の規律によりファイルに記録されたものに限る）は、当事者に送達しなければならない。

イ アの送達は、次のいずれかによつてする。

(7) 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

(イ) 第2の1(2)の方法による電子判決書又は電子調書の送達

(4) 判決の更正決定

法第257条に次のような規律を加えるものとする。

法第257条第1項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(注) 「電子調書」とは、期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいうものとする。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条、法第150条、法第154条及び法第155条の規定は、和解の手続について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、アの規律並びにウにおいて準用する法第148条、法第154条及び第155条の規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

ア 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官もしくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁

論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 和解等に係る電子調書の効力

法第267条を次のように改めるものとする。

ア 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

イ 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、前記1(3)イの規律を準用する。

(4) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア (3)アの規律によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第10 訴訟記録の閲覧等

1 電磁的訴訟記録の閲覧等

(前注) 書面等の非電磁的訴訟記録については、法第91条(第2項及び第3項のうち訴訟に関する事項の証明を除く。)の規律を維持することを前提としている。

電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録(訴訟記録中法その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。
- (2) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴

訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- (4) 法第91条第5項の規定は、電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(注) 電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとする。

2 公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等

公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等につき、次の規律を設ける。

- (1) 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録（訴訟記録中電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下同じ。）については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、法第91条第1項の規定による請求をすることができる。非電磁的訴訟記録中法第264条の和解条項案に係る部分、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る部分及び法第267条に規定する和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分についても、同様とする。
- (2) 電磁的訴訟記録についても、(1)の規律を準用する。

3 訴訟に関する事項の証明

訴訟に関する事項の証明に關し、次の規律を設けるものとする。

当事者及び利害關係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受け付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受け付し、又は当該事項を記録した電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 補助参加人の記録の閲覧等

補助参加人の記録の閲覧等につき、次の規律を加えるものとする。

次に掲げる請求に関する規律の適用については、補助参加人（当事者が法第44条第1項の異議を述べた場合において補助参加を許す旨の裁判が確定したもの及び当事者が同条第2項の規定により異議を述べることができなくなったものに限る。）を当事者とみなす。

- (1) 非電磁的訴訟記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求
- (2) 電磁的訴訟記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供の請求
- (3) 3の訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

5 密密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次の規律を加えるものとする。

裁判所は、法第92条第1項の申立て（同項第2号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）があった場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、訴訟記録中当該営業秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り

消す裁判が確定したときは、この限りでない。

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けるものとする。

法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない。

第11 再審、手形訴訟

1 再審の事由

法第338条第1項第6号を次のように改めるものとする。

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

2 手形訴訟における証拠調べの制限

法第352条第1項を次のように改めるものとする。

手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。

第12 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、法第2編第8章に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

第13 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第71条第1項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から10年以内にしなければならない。
- 2 法第72条の申立てについて、1の規律を準用する。
- 3 法第73条第1項の申立てについて、1の規律を準用する。この場合において、「訴訟費用の負担の裁判が確定した日から」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

第14 書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

法第79条第3項を、次のように改めるものとする。

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。

2 電子調書

(1) 口頭弁論に係る電子調書の作成

裁判所書記官は、口頭弁論について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならないものとする。

(2) 口頭弁論に係る電子調書の更正

口頭弁論に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 口頭弁論に係る電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

イ アの規律による更正の処分は、電子調書を作成してしなければならない。

ウ 現行法第71条第3項、第4項及び第7項の規定は、アの規律による更正の処分又はアの申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第15 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度

1 申立て人の住所、氏名等の秘匿

申立て人の住所、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

(1) 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下第15において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（以下第15において「氏名等」という。）についても、同様とする。

- (2) (1)の申立てをするときは、(1)の申立て等をする者又はその法定代理人（以下第15において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（以下第15において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。
- (3) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、(2)の規律による届出に係る書面（以下第15において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
- (4) (1)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (5) 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について(1)の決定（以下第15において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件及びその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、法その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

2 秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則

秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。
- (2) (1)の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録中秘匿事項届出書面以外のものであって秘匿事項又は当該秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下第15において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。
- (3) (2)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。
- (4) (2)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

3 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則
送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則
に關し、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する法第109条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

4 秘匿決定の取消し等

秘匿決定の取消し等に關し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定、2(2)の決定又は3の決定（以下第15において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- (2) 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、2(1)若しくは(2)又は3の規律により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。
- (3) 裁判所は、(2)の規律による許可の申立てがあった場合において、その原因となる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない。
- (4) 裁判所は、(1)の取消し又は(2)の許可の裁判をするときは、次のア又はイの区分に従い、それぞれに定める者の意見を聴かなければならない。
 - ア 秘匿決定又は2(2)の決定 当該決定に係る秘匿対象者
 - イ 3の決定 当該決定に係る当事者又は法定代理人
- (5) (1)の取消しの申立てについての裁判及び(2)の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (6) (1)の取消し及び(2)の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- (7) (2)の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその

法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

5 第三者の訴訟参加があったときの通知等

第三者の訴訟参加があったときの通知等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 法第92条第1項の申立て（同項第1号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下5において同じ。）があった場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。
- (2) (1)の場合において、裁判所書記官は、(1)の通知があった日から2週間を経過する日までの間、その参加をした者に法第92条第1項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、2(2)の申立てがされたときは、この限りでない。
- (3) (1)及び(2)の規律は、(1)の参加をした者に法第92条第1項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

6 IT化後における住所、氏名等の届出の方法等

IT化後における住所、氏名等の届出の方法等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 1の(1)の申立てをするときは、秘匿対象者の秘匿事項その他最高裁判所規則で定める事項について、書面その他最高裁判所規則で定める方法による届出をしなければならない。この場合において、当該届出については、第1の2の規定は、適用しない。
- (2) 裁判所は、2(2)の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、訴訟記録中秘匿事項記載部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該事項の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、この限りでない。

第2部 民事訴訟費用等に関する法律の見直し

第1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟に関する手続の手数料の納付方法について、次のような規律を設けるものとする。

手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをもって納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟に関する手続においては、郵便費用の予納の制度を廃止し、別途、郵便費用に相当する所要の金額を、手数料として徴収する規律を設ける。

第3 過納手数料の還付等の書記官権限化

過納手数料の還付等（費用法第9条）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとともに、所要の整備を行うものとする。

第3部 その他

第1 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度に対応する改正

1 民事執行法の改正

民事執行の手続については、第1部第15の規律が準用されることを前提に、第三債務者の供託及び取立訴訟に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 民事執行法第156条第1項の規定にかかわらず、差押債権者について第1部第15の1の(1)(他の法律において準用する場合を含む。)の決定がある場合において、差押債権者の申立てがあるときは、裁判所は、第三債務者に對し、同項に規定する方法による供託を命ずることができる。
- (2) (1)の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

2 人事訴訟法の改正

人事訴訟の訴訟手続については、第1部第15の規律が適用されることを前提に、事実調査部分の閲覧等に関し、次のような規律を設けるものとする。

事実調査部分については、第1部第15の2((1)を除く。)及び3の規律は、適用しない。

3 家事事件手続法の改正

家事事件に関する手続における当事者に対する住所等、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

家事事件の手続における申立て等については、第1部第15の1、2の(1)及び4((4)のイを除く。)の規律を準用する。この場合において、第1部第15の1の(1)中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人(家事事件手続法第42条第7項(第258条第1項において準用する場合を含む。)に規定する利害関係参加人をいう。以下3において同じ。)又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者(同法第10条第1項第1号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。)」と、第1部第15の4の(1)中「秘匿決定、2の(2)の決定又は3の決定(以下第15において「秘匿決定等」という。)に係る者以外の者」とあるのは「秘匿決定(家事事件手続法第277条第1項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続におけるもの及び同法第289条第1項の規定による調査及び勧告の事件(同条第7項において準用する場合を含む。)の手続におけるものを除く。以下4において同じ。)に係る者以外の当事

者又は利害関係参加人」と、同4(2)中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、
秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人
は、秘匿決定」と、同4(4)のア中「秘匿決定又は2(2)の決定」とあり、及び同
4(7)中「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と、同(7)中「当事者」とあるの
は「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第2 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

(令和4. 2. 15 民二印)

配付資料目録

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等 に関する要綱案

5

目 次

第1 新法の制定による整備.....	1
1 定義	1
2 適用範囲	1
3 適用除外	1
10 4 国際和解合意の執行決定	2
5 国際和解合意の執行拒否事由.....	3
6 その他	4
第2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の改正による整備	4
1 定義	4
15 2 適用除外	4
3 特定和解の執行決定	5
4 特定和解の執行拒否事由	6
5 その他	7
第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し.....	7

20

第1 新法の制定による整備

1 定義

- (1) この法律において、「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実の如何にかかわらず、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいうものとする。
- (2) この法律において、「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいうものとする。

10

2 適用範囲

- (1) この法律の規定は、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するもの（以下「国際和解合意」（仮称）という。）について適用するものとする。
- ア 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において、当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。イにおいて同じ。）を有するとき。
- イ 当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。
- ウ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- (2) この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）（以下「条約」という。）又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をできる旨の合意をした場合について適用するものとする。

15

3 適用除外

20

25

30

35

この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しないものと

する。

- (1) 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意
- (2) 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意
- (3) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意
- (4) 日本若しくは外国の裁判所の認可を受け又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であって、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの。
- (5) 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であって、これに基づく強制執行をすることができるもの。

4 国際和解合意の執行決定

- (1) 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者（(5)において「申立人」という。）は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならないものとする。
- (2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならないものとする。
- ア 国際和解合意の内容が記載された書面であって、当事者の署名があるも等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの
- イ 調停人又は調停機関が作成した調停が実施されたことを証明する書面その他の国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面
- (3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。
- (4) (1)の申立てをするときは、(2)の書面又は(3)の電磁的記録を出力した書面（日本語で作成されたものを除く。以下(4)において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は

一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができるものとする。

- 5 (5) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。
- 10 (6) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。
ア 当当事者が合意により定めた地方裁判所
イ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
ウ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
エ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）
- 15 (7) (6)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。
- 20 (8) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。
- (9) 裁判所は、(7)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(7)により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。
- 25 (10) (8)及び(9)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (11) 裁判所は、後記5により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。
- (12) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。
- 30 (13) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

5 国際和解合意の執行拒否事由

裁判所は、前記4(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合 ((1)から(6)までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下すること

ができるものとする。

- (1) 国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- (2) 国際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
- (3) 国際和解合意に基づく債務の内容を特定することができないこと。
- (4) 国際和解合意に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
- (5) 調停人が、法令又は当事者間の合意（公の秩序に関しないものに限る。）その他調停人又は調停手続に適用される準則に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。
- (6) 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。
- (7) 国際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- (8) 国際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

6 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

25 第2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の改正による整備

1 定義

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条に、次のような規律を設けるものとする。

特定和解（仮称） 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をできる旨の合意がされたものをいうものとする。

2 適用除外

後記3は、次に掲げる特定和解については、適用しないものとする。

- (1) 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定

- する消費者をいう。)と事業者(同条第二項に規定する事業者をいう。)との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
- (2) 個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。)に係る特定和解
- (3) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第一百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものと除く。)
- (4) 前記第1の新法の適用対象となる特定和解

5

10

3 特定和解の執行決定

15

20

25

30

35

- (1) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者((4)において「申立人」という。)は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定(特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。)を求める申立てをしなければならない。
- (2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならない。
- ア 特定和解の内容(成立した和解の条項及び当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をいう。)が記載された書面であって、当事者の署名があるもの等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの
- イ 認証紛争解決事業者が作成した認証紛争解決手続が実施されたことを証明する書面その他の特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面
- (3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。
- (4) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。
- (5) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。
- ア 当事者が合意により定めた地方裁判所
- イ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
- ウ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

5

10

15

20

25

30

35

- (6) (5)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。
- (7) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。
- (8) 裁判所は、(6)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(6)の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。
- (9) (7)及び(8)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (10) 裁判所は、後記4により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。
- (11) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。
- (12) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

4 特定和解の執行拒否事由

裁判所は、前記3(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合 ((1)から(5)までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。) に限り、当該申立てを却下することができる。

- (1) 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
- (2) 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
- (3) 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
- (4) 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則 (公の秩序に關しないものに限る。) に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- (5) 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- (6) 特定和解の内容が、和解の対象とすることのできない紛争に関するものであること。
- (7) 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

5 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

5 第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

- 1 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

- 2 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

15 大阪地方裁判所

事務総局会議資料第5
(2月15日開催)

(令和4. 2. 15)

配布資料目録

民法（親子法制）等の改正に関する要綱案

民法（親子法制）等の改正に関する要綱案

第1 懲戒権に関する規定の見直し

- 1 民法第822条を削除し、同法第821条を同法第822条とする。
- 2 民法第821条に次のような規律を設けるものとする。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第2 嫡出の推定の見直し及び女性に係る再婚禁止期間の廃止

1 嫡出の推定の見直し

民法第772条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。
- ② ①の場合において、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- ③ ①の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。
- ④ ①から③により子の父が定められた子について、嫡出否認の訴えによりその父であることが否認された場合における③の適用においては、③の「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻（第774条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）」とする。

2 女性に係る再婚禁止期間の廃止

(1) 民法第733条を削除する。

(2) 民法第733条を削除することに伴い、以下のように見直すものとする。

- ① 民法第773条は、民法第732条の規定に違反して婚姻をした女が出産した場合において、適用することとする。
- ② 民法第744条第2項において、再婚禁止期間内にした婚姻の取消しに係る記載を削る。
- ③ 民法第746条を削除する。

第3 嫡出否認制度に関する規律の見直し

1 民法の規律

(1) 否認権者を拡大する方策

民法第774条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 第2の1の規定により子の父が定められる場合において、父又は子は、子が嫡出であることを否認することができる。
- ② 親権を行う母又は未成年後見人は、子に代わって、①の規定による否認権を行使することができる。
- ③ ①に規定する場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなときは、この限りでない。
- ④ 第2の1③の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時から出生の時までに母と婚姻していた者であって、子の父以外のもの（以下「前夫」という。）は、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかでないときに限り、子が嫡出であることを否認することができる。
- ⑤ ④の規定による否認権を使用した前夫は、①の規定にかかわらず、子が自らの嫡出であることを否認することができない。

(2) 嫡出否認の訴えに関する規律の見直し

民法第775条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 次に掲げる否認権は、それぞれ次に定める者に対する嫡出否認の訴えによって行う。
 - ア 父の否認権 子又は親権を行う母
 - イ 子の否認権 父
 - ウ 母の否認権 父
 - エ 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母
- ② ①のア又はエに掲げる否認権を使用する場合において、親権を行う母又は未成年後見人がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。

(3) 嫡出の承認に関する規律の見直し

民法第776条の規律を次のように改めるものとする。

父又は母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、それぞれその否認権を失う。

(4) 嫡出否認の訴えの出訴期間を伸長する方策

民法第777条の規律を次の①及び②の規律に改めるとともに、同条に③及び④の規律を追加するものとする。

- ① 次に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、それぞれ次に定める時から3年以内に提起しなければならない。
 - ア 父の否認権 父が子の出生を知った時
 - イ 子の否認権 その出生の時

ウ 母の否認権 子の出生の時

エ 前夫の否認権 前夫が子の出生を知った時

- ② ①のイの期間の満了前6か月以内の間に親権を行う母及び未成年後見人がないときは、子は、母の親権停止の期間が満了し、親権喪失若しくは親権停止の審判の取消しの審判が確定し、若しくは親権が回復され、又は未成年後見人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、嫡出否認の訴えを提起することができる。
- ③ 子は、その父と継続して同居した期間（当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間）が3年を下回るときは、①イ及び⑥イの規定にかかわらず、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。
- ④ ①(1)②の規定は、③の場合には、適用しない。
- ⑤ ①エに掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、子が成年に達したときは提起することができない。
- ⑥ 第2の1③の規定により父が定められた子について、(1)の規定により否認権が行使されたときは、次に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、①の規定にかかわらず、次に定める時から1年以内に提起しなければならない。

ア 第2の1①前段又は同④の規定により読み替えられた同③の規定により新たに子の父と定められた者の否認権 新たに子の父と定められた者が当該子に係る嫡出否認の裁判が確定したことを知った時

イ 子の否認権 子がアの裁判が確定したことを知った時

ウ 母の否認権 母がアの裁判が確定したことを知った時

エ 前夫の否認権 前夫がアの裁判が確定したことを知った時

(5) 父がした子の監護のための費用の償還に関する規律の新設

民法に次のような規律を加えるものとする。

(1)に規定する否認権の行使により子の父であることが否認された者は、子に対して、自らが支出した子の監護のための費用の償還を求めることができない。

(6) 相続の開始後に嫡出否認により子と推定された者の価額の支払請求権の新設

民法に次の規律を加えるものとする。

相続の開始後、否認権が行使されたことにより、被相続人がその父と定められた者は、相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

2 人事訴訟法の規律

(1) 当事者の死亡による人事訴訟の終了

人事訴訟法第27条第2項を、次のように改めるものとする。

離婚、嫡出否認（父を被告とする場合を除く。）又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、第26条第2項の規定にかかわらず、当然に終了する。

(2) 嫡出否認の訴えの当事者等

人事訴訟法第41条に、次の①及び②の規律を加えるものとする。

① 1(1)④に規定する前夫は、同④の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に、前夫の後に母と婚姻していた者（父を除く。）がいるときは、これらの者を被告とする嫡出否認の訴えをその嫡出否認の訴えに併合して提起しなければならない。

② ①の規定により併合して提起されたそれぞれの嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

(3) 嫡出否認の判決の通知の新設

人事訴訟法に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、第2の1③の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、前夫（訴訟記録上その住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

3 家事事件手続法の規律

(1) 特別代理人の選任に関する規律

家事事件手続法第159条第2項の規律を、次のように改めるものとする。

嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件においては、父及び前夫は、第17条第1項において準用する民事訴訟法第31条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。

(2) 嫡出否認の裁判の通知の新設

家事事件手続法に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、第2の1③の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、前夫（事件の記録上その住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該審判の内容を通知するものとする。

第4 第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する民法の特例に関する規律の見直し

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条の規律を次のように改めるものとする。

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、第3の1(1)①及び③の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

第5 認知制度の見直し等

1 認知の無効に関する規律等の見直し

(1) 認知の無効に関する規律の見直し

民法第786条の規律を次のように改めるものとする。

① 次に掲げる者は、認知について反対の事実があることを理由として、それぞれ次に定める時（認知の時に子が胎内に在った場合にあっては、子の出生の時）から7年以内に限り、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子の母について、その認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなときは、この限りでない。

ア 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時

イ 認知をした者 認知の時

ウ 子の母 子の母が認知を知った時

② 子は、認知をした者と認知後に継続して同居した期間（当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間）が3年を下回るときは、①の規定にかかわらず、21歳に達するまでの間、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子の認知の無効の主張が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りでない。

③ 子の法定代理人は、②の訴えを提起することができない。

④ 認知の無効の訴えにより認知が無効とされた者は、子に対して、自らが支出した子の監護のための費用の償還を求めることができない。

(2) 人事訴訟法の規律の新設

民法第786条に規定する認知の無効の訴えの出訴権者が死亡した場合に、次のような規律を設けるものとする。

① 認知をした者が、子の出生前に死亡したとき又は①(1)の出訴期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、その子のために相続権を害される者その他認知をした者の三親等内の血族は、認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、認知をした者の死亡の日から1年内にその訴えを提起しなければならない。

② 認知をした者が、認知の無効の訴えを提起した後に死亡した場合には、①の規定により認知の無効の訴えを提起することができる者は、認知をした者の死亡の日から6月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第124条第1項後段の規定は、適用しない。

③ 子が、①(1)の出訴期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、子の死亡の日から1年内にその訴えを提起しなければならない。

④ 子が、①(1)の出訴期間内に認知の無効の訴えを提起した後に死亡した場

合には、子の直系卑属又はその法定代理人は、子の死亡の日から 6 月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

(3) 家事事件手続法の規律の新設

民法第 786 条に規定する認知の無効についての調停の申立て人が死亡した場合に、次のような規律を設けるものとする。

- ① 認知をした者が認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他認知をした者の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から 1 年以内に認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなす。
- ② 子が認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から 1 年以内に認知の無効の訴えを提起したときは、子がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなす。

2 国籍法に関する規律の見直し

国籍法に次のような規律を加えるものとする。

国籍法第 3 条に規定する認知された子の国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。

3 胎児認知の効力に関する規律の新設

民法第 783 条に次のような規律を加えるものとする。

認知された胎児が出生した場合において、第 2 の 1 の規定により子の父が定められるときは、胎児認知は、その効力を生じない。

事務総局会議（第6回）議事録

日時	令和4年2月22日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 「最高裁判所事務総局等の組織について」（事務総長通達）の一部改正について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 鑑定委員協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 国際知財司法シンポジウム2022の開催について 門田行政局長説明（資料第4）</p> <p>5 家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 了承 2、3、4、5</p> <p>◎ 説明 1</p>
秘書課長 大須賀 寛	

最高裁総一第●●●号

令和4年●月●日

最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 中村 慎

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について
(通達)

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

別表「秘書課」の項中「長官公邸係」を削り、同表「情報政策課」の項中「情報企画第一係」を「情報企画係」に改め、「情報企画第二係」及び「情報システム第四係」を削り、「情報基盤管理係」を「デジタル基盤第一係」「デジタル基盤第二係」「デジタル基盤第三係」に改め、同表「民事局」の「第一課」の項中「調査係」を「調査係」「デジタル化推進係」に改め、同「第二課」の項中「民事訴訟IT化推進係」を削り、同表「刑事局」の「第二課」の項中「刑事手続IT化係」を「デジタル化推進係」に改め、同表「家庭局」の「第一課」の項中「企画係」を「企画係」「デジタル化推進係」に改める。

付 記

この通達は、令和4年4月1日から実施する。

(令和4.2.2民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 研修会・研究会の名称等
別紙研修事項等一覧表記載のとおり
- 3 期日 以下の各期間において、各地方裁判所の定める日
 - (1) 新任民事調停委員研修会につき、令和4年4月から同年7月までの間の2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の2日
 - (2) 新任民事調停委員ケース研究会につき、令和4年6月から令和5年3月までの間の1日
 - (3) 次の研究会につき、令和4年6月から令和5年3月までの間の1日～2日
 - ・民事調停委員研究会
 - ・民事調停委員ケース研究会
 - ・司法委員研究会
 - ・簡易裁判所民事実務研究会
 - (4) 新任司法委員研修会につき、令和5年1月から同年3月までの間の0.5日
- 4 場所 各地方裁判所の本庁、支部又は管内の簡易裁判所

別紙 研修事項等一覧表

名 称	研 修 事 項 ・ 研 究 事 項	出 席 者
新任民事調停委員研修会	(1) 調停委員の基本的な役割と心構え、服務規律 (2) 調停制度のあらまし (3) 民事調停事件の処理につき必要な基礎知識 (4) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	新任民事調停委員研修会に参加した、各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識 (3) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために、民事調停委員に求められる役割	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で、任命後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、当事者からの事情聴取、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員 (既に民事調停委員研究会への参加経験のある者を主に対象) 各地方裁判所の定める人数
司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案（和解案）の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための序としての取組及びその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 ・ 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、令和5年1月1日付で新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者

(令和4. 2. 22民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京、大阪各地方裁判所
- 2 期日 令和4年6月から同年12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者 各地方裁判所の定める人数

事務総局会議資料第4
(2月22日開催)

(令和4. 2. 22行一印)

国際知財司法シンポジウム2022の開催について

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネット
- 2 日程 令和4年10月26日（水）から同月28日（金）までの3日間
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ等
- 4 内容 欧米における知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
 - (1) 被招へい者 アメリカ、イギリス、ドイツ等の裁判官、米国特許商標庁及び欧洲特許庁の審判官等
※ 来日困難な被招へい者については、オンラインで参加
 - (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者、研究者、知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等
※ クレオでの傍聴のほか、インターネットを通じて同時配信を予定

事務総局会議資料第5
(2月22日開催)

(令和4. 2. 22家二印)

配布資料目録

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

(令和4. 2. 22家二印)

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各家庭裁判所の定める日
①につき、令和4年4月から同年7月までの間の1日～2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の1日～2日
②から⑤までにつき、令和4年6月から令和5年3月までの間の1日～2日
⑥につき、令和5年1月から同年3月までの間の1日～2日
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部

4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任家事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の役割と心構え、服務規律 (3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識 (4) 当事者対応における基本的留意事項 (5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方 (6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項	各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる者
②	家事調停委員研究会	(1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点 (2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方 (3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題 (4) 遺産分割事件、寄与分事件、特別の寄与事件及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）事件の処理に関する諸問題 (5) 当事者対応における留意事項 (6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の家事調停委員（主に在任期間が二、三年の者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
③	家事調停委員ケ	(1) 夫婦関係調整に関する事例	各家庭裁判所の家事調停委員

	ース研究会	(2) 子の監護養育に関する事例 (3) 婚姻費用分担に関する事例 (4) 遺産分割、寄与分、特別の寄与及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）の処理に関する事例 (5) その他複雑困難な事例	(既に家事調停委員研究会への参加経験のある者など、経験豊富な者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
④	参与員研究会	(1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 家事審判事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の参与員候補者（主に一定の経験を積んだ者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑤	家庭裁判所家事実務研究会	(1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため、家事調停委員が留意すべき事項 (2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため、参与員が留意すべき事項 (3) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けた家事調停事件と家事審判事件及び人事訴訟事件の運営における連携の在り方	(1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官 各家庭裁判所の定める人数 (2) 各家庭裁判所の参与員候補者及び家事調停委員（主に各庁において指導的、中心的な役割を果たしている者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑥	新任参与員研修会	(1) 参与員制度のあらまし (2) 参与員としての役割及び心構え (3) 参与員として必要な家事事件手続き法及び人事訴訟法の基礎知識	各家庭裁判所において、令和5年1月1日付けで新たに選任された参与員候補者及びこれに準ずる者